

(契約の目的)

第1条 本契約は対象施設における施設給食（以下、「施設給食」という。）が安全かつ衛生的、安定的に供給されることを目的とする。

(委託業務の内容)

第2条 甲は、施設給食の調理業務及びこれに付帯する業務を乙に委託する。

(業務の実施方法)

第3条 乙は、甲の提供する対象施設の給食施設、設備、器具、食品、電気、ガス及び上下水道を使用し、甲の指示する献立及び仕様書に従い、受託業務を履行する。

(業務履行の確保)

第4条 乙は、不測の事態が発生し、業務の履行が不可能となる恐れがあると認められるときは、甲の指示を受けたうえで、正常な業務の履行を確保するよう努めなければならない。

(関係法規の遵守)

第5条 乙は受託業務の履行にあたっては、施設給食に関する法規並びに食品衛生及び公衆衛生に関する法規を遵守しなければならない。

(衛生管理)

第6条 乙は、業務従事者の健康管理及び業務の衛生管理には万全を期さなければならない。

(権利業務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括下請負の禁止)

第8条 乙は、この契約について受託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。

(甲の調査権等)

第9条 甲は、本契約に基づく委託業務に関する事項について、乙に対して調査し、又は報告を求めることができる。

(完了報告)

第10条 乙は、毎月10日までに前月分の受託業務について完了した旨の報告を甲に対して文書をもって行わなければならない。

(検査)

第11条 乙は、受託業務の履行結果について、仕様書及び業務指示書に基づく甲の検査を受けるものとする。

2 前項の検査の結果、不合格の箇所があったときは、ただちに手直しをしなければならない。

3 乙は、前項の規定により手直しが終了したときは、すみやかに届出て、更に検査を受けなければならない。

第12条 乙が手直しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は乙の負担でこれを執行することができる。

2 前項の場合において、乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責を負わない。

(違約金の徴収)

第13条 乙が指定期日に受託業務を履行しないとき又は第11条第2項の手直しを行わなかったときは、契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256条の規定により）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）（以下「法定率」という。）を乗じて計算して得た額を違約金として甲に納付するものとする。ただし、甲が個々に分割して履行しても支障がないと認めるときは、各部分について計算することができる。

(損害賠償)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し損害賠償を求めることができる。

- (1) 委託業務の履行にあたり、乙の責めに帰すべき理由により伝染病、食中毒等の事故が発生したとき。
- (2) この契約に定める義務に違反し、甲に損害を与えたとき。

(契約内容の変更等)

第15条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約内容を変更し、又は履行の中止を行うことができる。

(事情変更による契約内容の変更)

第16条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手方と協議のうえ、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約金額の増減に伴う契約保証金の変更)

第17条 契約保証金の支払を約した場合において、契約金額が増減されたときは、契約保証金の額はこれに応じて増減する。ただし、業務の進捗状況により、その半額以内の額を還付することができる。

2 前項前段の場合において、既納保証金が未払契約金額の10分の1以上になるときは、更に納入を要しないものとする。

(協議解除)

第18条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は当該履行部分に対する契約代金相当額を乙に支払うものとする。
- 3 乙は第15条の中止期間が4月以上に及ぶとき、又は契約後4月を経過しても着手の指示がないときは、甲と協議のうえ契約の全部または一部を解除することができる。

(甲の解除権)

第19条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙またはその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当り不正な行為をしたとき。
- (3) 乙またはその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく甲の監督または検査の実施に当り区職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙が成年被後見人若しくは被保佐人の宣告を受けたとき、又は乙について破産の申し立てがあったとき。
- (5) 前各号のほか、乙がこの契約にもとづく義務を履行しないとき。
- (6) 前条第3項に定める場合のほか、乙から契約解除の申し出があったとき。

2 前項の規定によって契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の100分の10に満たないとき乙は、契約金額の100分の10相当額または不足額を甲に納付しなければならない。ただし、乙が成年被後見人若しくは被保佐人の

宣告を受けたため契約が解除されたとき、又は正当な理由による乙からの申し出にもとづき契約が解除されたときは、この限りでない。

3 この条項の契約解除は、第13条の規定による延滞違約金の徴収を妨げないものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第19条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭

和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき(同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。)

(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(代金の支払方法等)

第20条 契約代金は、別記内訳書の定めるところにより毎月払いとする。契約代金又は保証金は、乙がこの委託業務を完了し、かつ甲の検査に合格した後、乙の請求により30日以内に支払うものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 契約代金の支払が期限内に終了しないときは、甲は、延滞日数1日につき支払金額に法定率を乗じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

3 契約代金の支払場所は、甲の指定したところとする。

(賠償の予定)

第21条 乙は、第19条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲に対して支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第19条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。

(2) 第19条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第22条 甲は、この契約において乙から取得する金額があるときは、乙に支払うべき代金または返還すべき契約保証金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

(権利の譲渡等)

第23条 乙はこの契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(疑義の決定等)

第24条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。